

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2019 年 3 月 29 日

〒 064-0806

住所

札幌市中央区南6条西11丁目1284番地4
高砂サニーハイツ401

電話番号 011-522-9772

評価機関名 特定非営利活動法人
福祉サービス評価機構Kネット

認証番号 北海道 18-001

代表者氏名 理事長 吉村 信義



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	吉村 信義	総合	第0001号
	(2)	村中 博	総合	第0141号
	(3)	深澤 雅子	福祉医療保健	第0010号
	(4)			
	(5)			
事業所名称	友愛北白石認定こども園			
設置者名称	社会福祉法人 石狩友愛福祉会			
運営者（指定管理者）名称	同上			
評価実施期間（契約日から報告書提出日）	2018 年 10 月 25 日	～	2019 年 3 月 29 日	
利用者調査実施時期	2018 年 11 月 1 日	～	2019 年 1 月 19 日	
訪問調査日	2019 年 1 月 23 日			
評価合議日	2019 年 3 月 4 日			
評価結果報告日	2019 年 3 月 29 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：社会福祉法人 石狩友愛福祉会

代表者氏名：理事長 内山 雅史

所在地：〒061-3208 石狩市花川南8条3丁目153番地3

TEL 0133-73-6686

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

別紙のとおり

◇改善を求められる点

別紙のとおり

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

友愛北白石認定こども園総評

*評価の高い点

・子どもを尊重した保育の組織的な取り組みについて

理念や基本方針に「子どもを尊重した保育を行う」と明示しています。全職員が、職員会議などで理念に基づいた保育実践を行うために話し合いを重ね、事務室兼職員室の目のつきやすい壁一面に具体的な「保育目標」として掲示しています。

園全体の意識向上に向けて、組織内で理念を実践に活かすため共通の理解を持って取り組んでいます。

・地域の福祉向上のための取組について

地域とのかかわりを深める方法として、地域の町内会を通し交流を深めています。地域住民と子どもたちがともに植樹や花壇の整備をしたり、災害時に連携し合うことを協議しています。また、教育・保育の専門性や特徴を生かした相談支援事業、こども園のスペースを活用して地域の子どもの保護者などとの交流を意図した取組を行い、積極的に中学生の職業体験を受け入れています。

園が地域の力となるように地域貢献をしています。

・子どもの心が育つ異年齢保育の実施について

近年、核家族化、少子化などで子ども同士の関わりが少なくなってきています。異年齢保育を行い、子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されています。3～5歳児の異年齢保育を通し、友だちや多年齢児と協同した活動や自発的な活動が出来るような働きかけをしています。子どもにとって「自分でやれる力・生きる力」を養い、人間関係を豊かにし内面的な心を育てる保育を実践しています。

・子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開について

当園では、おもちゃ・絵本・わらべ歌など身近にある環境づくりに心がけて、乳児から保育教諭とわらべ歌や絵本の読み聞かせを1対1で行うなど心豊かな保育を行っています。3歳児から、子ども同士が育ちあう異年齢保育を取り入れ、4・5歳の鉄棒・跳び箱など体育指導による体力作りとサッカー教室・異文化交流・絵画造形・リトミック幼児期において豊かな体験が得られるように努めています。

*改善を求められる点

・「中・長期の収支計画も含めた中・長期計画」の策定について

中・長期計画は保育理念・運営の基本方針の基に、認定こども園としての教育と保育の良さを活かした全体計画の明確化と運営の組織的安定を目指しています。中・長期計画5ヵ年で取り組む重点項目を挙げ、人事・労務の制度の周知、経営基盤の確立、地域ニーズの把握と関係強化などを軸に明文化しています。経営基盤の確立は挙げてはいますが、今後それに伴う具体的な収支計画の策定を期待します。

2. 保護者満足の向上を目的とする取り組みについて

園の運営において、保護者への協力や支援をえるために、クラス懇談会や個人懇談、送迎時に意見や要望を聞く等日頃の対応は出来ています。今後、年間における園の運営についてアンケート調査などでの意向の把握や意見箱の配置などの工夫により、園の質の向上に取り組むことを期待します。

評価細目の第三者評価結果（認定こども園）

社会福祉法人 石狩友愛福祉会評

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織 友愛北白石認定こども園 Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a 保育理念は「幼児の人格を尊び、発達に応じた環境を整え、自立性の基礎を養う等」を明文化し、周知の方途を尽すとともに保育方針・目標で具体化を図っている。職員相互は園の組織活動の全体を通じて本旨を共有して、真摯な保育実践に努めている。

Ⅰ-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b 要保育の地域環境情報は保育行政・事業関連協議会等の情報を基に、事業経営に関わる課題の大綱を中・長期計画に把えて明文化し、各年次の執行状況に基づいて課題分析に努めている。なお、中長期計画での財政収支計画の骨子を明らかにすることが望まれる。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b 平成30年、地域のニーズを幅広く受け止め、認定こども園に改組して経営・保育（教育）課題をさらに明らかにするとともに、新たな多様性に関わる、柔軟な対応を具体化しつつある。

Ⅰ-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a 中長期計画は5年間を目的に 1)理念に基づく経営の組織的・質的な安定と向上。2)多様なニーズに応える環境の整備充実。3)幼児や保護者を支える職員の専門性・組織性の確保（人材確保と育成向上）。4)保護者、地域組織・機関との連携と協力（開かれた園活動）等を明示している。5)なお、財務計画の骨子の明示が望まれる。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b 単年度の計画は、中長期計画の大綱に基づき、法人理念、保育方針、入所見込、保育（教育）内容、行事・防災訓練、職員研修、予算書等の事業計画書を作成して、前年の事業報告書（収支決算書を含む）とともに開示している。
Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a 計画策定と実施状況の把握と反省・評価については月例・四半期・年間等の定例の計画的会議（各職位、担当分野の会議等）で確認し、課題を見直して次年度の計画に生かしている。
7	Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a 事業計画・事業報告は来園者の見える場へ掲示やホームページに掲載し、かつ、定例のクラス懇談会等での保育の重点や年齢別固有の保育内容等の質疑に応え、理解に努めている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a 園の全体計画(理念、保育方針・目標、年齢別保育・教育内容計画,食育、保護者支援等)を明らかにするとともに、各職位に基づく職員の資質向上の業務内・外の計画的研修の実施で、職員の資質向上に資するよう努めている。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a 職員は園の全体計画の共有に努めて、担当各分野に専念し課題を協議している。また組織全体の定例会議等でも計画的活動内容についてPDCAに基づく課題の明確化と評価、見直しに努めている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理 Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a 園長は職務分掌に基づき、保育(教育)の全体的な計画に基づく、理念・目標、保育(教育)実践等の組織的監督・指導に当たるとともに、定例会議等を通じて保護者を始め地域組織・機関との連携と協議の役割と責任を職員に周知に努めている。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a 園長は自ら関連法令の理解に努めるとともに、園全体の各職位の専門性に基づく、順守すべき法令の理解を促して、園児・保護者に関わる安全・安心の確保に資するよう組織的対応に努めている。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a 園長は年間の計画的な定例職員会議等で年度の保育(教育)の全体計画の進捗状況を各担当分野の活動を明確に把握するとともに、課題を明確に示唆して職員の士気を高め、指導の実践に努めている。
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a 保育園からこども園への改組に努めて、地域のニーズに応える保育(教育)活動となるよう、登降園管理システムによる効率性や働きやすい環境づくり、保育実践では評価・目標・追加項目等を協議対象として改善に資するよう取り組みを進めている。

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a こども園の改組に伴う免許取得や更新に関し、研修参加の支援に努めて資質ある人材確保に努めるとともに、法人全体としての中長期計画に基づいた養成校、合同面接会参加等に取り組んでいる。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a 資質ある人材の確保と維持のため、人材の資質による成績・情意・能力等の人事考課を基に、計画的な外部研修並びに昇任・昇格等の客観的評価の機会に資する年2回の自己評価と面接による意向や希望等を聴取して、総合的な人事管理を実施して、組織的強化に努めている。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a 定例に年3回個別面談を行って、個々の就業状況の意向把握や組織的分担対応の意向を伺い、業務改善、働きやすい環境づくりの残業や個別事情の理解に努め、有給休暇、健康管理、業務上の心理的課題等を踏まえた支援に資する取り組みを進めている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a 基本的に計画的な職場内・外の研修計画を作成。1)は職員が年度当初に各自の業務目標を設定して自己の資質向上を明確にし、年度末に自己評価と面談で士気の向上を支援。2)は職位に応じた計画的研修の機会による資質の向上を図っている。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a 上述の通り、各職位について自ら為すべき目標管理を基本に、組織全体での資質向上に関わる職場内・外の研修計画を策定して資質の向上に努めている。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a 基本的に職員個々の知識・技術・経験等の状況に応じた資質の向上の機会を年間の課題として、職場内・外での研修機会を生かしながら、個々職員自らも研鑽に励み他の職員と共に協議して機会を分担し、結果を相互に生かしている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a 実習生受け入れマニュアルに基づき、組織内体制の整備（役割、分担等）を図ると共に、実習関連校とも連携を基に、また、保護者等への説明と各校の意向やルールを順守して、実習生の指導にあたっている。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a 運営の透明性を確保するため、法人理念・基本方針と共に、活動内容・予算・決算、苦情対応の仕組みを含む、年次の事業計画、前年の事業報告をホームページや園内掲出と共に、保護者との定例懇談会等で報告するなど公開して理解を求めている。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a 園の運営に関わる事務分掌による各職位の責任を明確にし、中長期計画に基づく事業の計画化と内部監査体制の組織的な運営に努めている。また外部の公認会計士による監査体制の下に財務の適正化や第三者委員による苦情処理解決の体制を整えている。

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a 保育理念・保育方針に「人権に配慮し一人ひとりの人格を尊重した丁寧な保育」を行うことを明記し、会議・研修・勉強会で職員の共通理解のもと、第二の家庭として安心できる環境を整え、子どもの気持ちに寄り添いながら実践している。子どもが互いを尊重する心を育てる異年齢保育、文化の違いを互いに尊重する異文化交流を取り入れ、遊びを通じて白い肌・黒い肌の抱き人形を取り入れるなど、保護者の理解を得ながら保育を行っている。
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a 保育の基本マニュアルを作成し、職員周知を図り、「乳児のオムツ交換は決まった場所でプライバシーを守り行う」、「無理やりではなく、子どもの気持ちがあがってから」を基本として、プライバシー、人権に配慮した保育を行っている。虐待の防止についてはマニュアルを作成し、園長を責任者として職員研修を行い、体制整備を図っている。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a 園運営の基本に地域組織・機関との連携を置き、町内会との花壇作りや、老人施設での幼児との交流会、子育て支援「すくすく広場」の活動、園の行事の運動会での交流等に努めている。
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a 小・中・高校との職業体験等の受け入れ体制を整えるとともに、関係先や保護者の理解を得て行えるよう、子供の理解、関わり方、留意事項を明示して、共に経験の効果を高める取り組みをしている。
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a 市の関連当局(未来局・区役所)（保健・幼児教育・発達支援・児童相談所等）の相談機関、防災・警察等の安全保護機関、幼保小連絡協議会、子育て支援協議会等との連携を図り、幼児の発達・安全・安心な維持と次の段階への取り組みをしている。
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a 「地域に開かれた園」の在り方を基本に置き、日時を定めた幼児と母親の「すくすく広場」の開設は地域に広がりがつあり、また高齢者施設との行事等での交流・支援、近隣との行事の際の駐車場の確保等の相互支援を行って、保育事業の機能を活かすよう努めている。
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a 地域の福祉・教育の多様なニーズに応えるため、「認定こども園」活動の改組に取り組み、産休明け保育、時間外保育、一時預かり、子育て支援、育児相談の取り組みを実践している。また高齢者施設との連携で子どもとの交流を図り、その役割を果たしている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a 理念・方針、保育内容、実施状況の分かりやすいホームページやパンフレットを作成し、パンフレットを多くの人の入手できる場所に置くなど積極的に情報提供を行っている。見学者への対応は希望に沿う時間帯に園長又は主幹が園内を案内し、時間を掛けて丁寧に説明している。パンフレットは法人内各園共通のデザインで見直している。
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a 30年4月に幼保連携型認定こども園移行に伴い説明会を開催した。参加が難しかった保護者には文書を配布し、希望者には個別説明も行った。保育の開始にあたっては、重要事項説明書を丁寧に説明し書面で同意を得ている。保育の変更については保護者に説明のうえ書面で同意を得ている。進級時には、在園児の保護者に重要事項説明書で説明し書面で同意を得ている。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b 保育利用の終了後も気軽に相談ができるよう、園長から、担任が担当窓口になっていることを説明している。今後想定される保育所の変更にあたっての保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書の作成、保育の利用が終了した時に子どもや保護者等に対しその後の相談方法や担当者についてその内容を記載した文書の交付を期待したい。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a 日々の保育の中から担任が子どもの表情や態度から満足を把握するよう努めている。保護者には日々の送迎時の声掛けや連絡帳、保育参観や個人懇談、クラス懇談会などで意向を確認したり、保護者アンケート調査を行っている。アンケート調査は園長・主幹が取りまとめ、職員会議で検討している。意見や相談があった時は希望に沿って対応し、速やかに対応策を申出人に伝えている。保護者にはアンケート集計結果・園だより等で園としての考えを伝えている。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b 苦情解決規程を整備し、苦情解決責任者を園長、受付担当者を主幹とし、第三者委員を複数選任している。保護者には重要事項説明書に記載し説明しており、苦情解決の体制を玄関に掲示して周知を図っている。苦情は毎月の園だよりに掲載し、ホームページでも公表している。実際にあった苦情の中には第三者委員の判断を仰いだケースもあったが、日々の送迎時に子どもの様子を伝えコミュニケーションを図り、苦情に至る前の改善に努めている。なお、重要事項説明書などに他の公的な相談機関の記載を期待したい。
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b 玄関に意見箱の設置、送迎時にしっかり聞く姿勢、相談室の設置、職員の写真と名前を掲示し、保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。なお、相談や意見を述べるにあたって、複数の方法や相手を自由に選べることを分かりやすく説明した文書の作成・掲示を期待したい。

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	保護者からの相談や要望は担任から主幹、園長に報告される。毎日のミーティングで報告、周知し迅速に対応している。内容により改善に時間を要するときは途中経過を知らせている。保護者には園だよりに掲載し周知している。また、意見箱の設置、アンケート調査を実施し保護者意見を積極的に把握するよう取り組んでいる。なお、相談や意見を受けた際の記録方法・報告手順、対応策検討等のマニュアル化を期待したい。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	園のリスクマネジメント責任者を園長・主幹として毎日のミーティングでヒヤリハット事例を報告し、毎月の職員会議で要因分析と対応策の評価を行っている。法人のリスクマネジメント委員会は、法人各園の事例をもとに検証して各園での未然防止に役立っている。事故防止・対応マニュアルをもとに施設内整備・年齢別チェックリストを作成し定期的に点検を行い事故防止に努めている。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症予防・発生時対応マニュアルを作成し、園長を責任者として全職員参加の研修会を開催している。毎日の打合せで、子どもの健康状態、感染症の情報を報告・共有するとともに、次亜水の水噴霧を行い予防に努めている。感染症の情報は玄関の掲示、園だよりに掲載して保護者へ周知、注意喚起を行っている。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	災害時対応マニュアル・防災計画を作成し、対応体制を決め職員に周知を図っている。火災・地震・竜巻・不審者対応を想定した避難訓練を毎月行い、避難場所には実際に行き安全を確かめている。避難場所、緊急連絡先、安否確認方法を職員、保護者に周知するとともに、食料、備品類の備蓄リストを作成し、栄養士を管理者として備蓄の整備を行っている。なお、当地区は水害の危険性もあるので水害対応の訓練実施を期待したい。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	職員マニュアルには、食事、排泄など保育の場面の標準化が図られており、子どもの尊重、プライバシー保護、権利擁護の姿勢が盛り込まれている。マニュアルは研修会議で配布・説明し職員に周知している。マニュアルは職員室に置きいつでも確認でき、実施にあたっては子ども一人ひとりの人格を尊重した丁寧で、暖かい関わりを重視しており、リーダーが意識して個別指導を実施している。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	保育の標準的な実施方法は、30年4月に見直しされ現在実施中で、保育課程などと共に年度末にクラス会議、保育会議で提案され、保育の変化、質の向上のための改善を折り返しで見直すこととしている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	指導計画策定責任者を園長とし、全体的な計画・保育課程に基づき月齢や各年齢児・異年齢児ごとに年間指導計画、月間・週間の指導計画を策定している。個別の計画は、児童票、連絡帳など発達課題や保護者の状況・意向を踏まえクラス会議・保育会議で検討のうえ、0、1歳児は毎週、2歳児は毎月個人カリキュラムを作成している。

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	月間・週間の指導計画に沿って週、月あるいは期ごとに、クラス会議・保育会議等の中で評価を行い、子どもや保護者への援助が適切であったか反省し次の指導計画に反映させている。指導計画に不十分さがあつた場合は、リーダーから指導・提案があり変更を行っている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	日々の子どもの情報はミーティングで共有されており、全ての職員には書面により伝わる体制となっている。年2回の健康診断や毎月の身体測定など発達状況、生活状況は統一した様式で把握・記録されている。個別の指導計画に基づく保育の実施状況は、クラス会議・保育会議で検討され毎週あるいは毎月見直しが行われる個人カリキュラムやその評価・反省で確認できる。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	記録管理責任者を園長とし、個人情報保護規定に基づき保管・保存・廃棄・情報提供を行っている。個人情報の取扱いについて、保護者には利用目的を明確にして重要事項説明書に記載し説明・同意を得ている。記録管理については職員に周知し管理体制を整えている。データ記録はパスワードを用いて情報共有するとともに、情報の持ち出しを禁止とし、書類の保管は鍵のかかるロッカーで保管している。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 保育課程の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	保育課程は児童福祉法や保育所保育指針などの趣旨を捉え、法人の保育理念、方針、目標に基づいて保育に関わる職員全員が参画して編成している。子どもの発達過程、家庭の状況や保育時間、地域のニーズを考慮して編成し、年度末には反省し、評価を行い、次年度に繋げている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	子どもが安心して健康に生活できるように環境を整備している。広い園庭があり、室内は床暖、エアコン設置で、室温、湿度、採光など配慮し、食事や睡眠、遊びのなどの生活空間が確保されている。午睡は簡易ベットを使用し、埃の発生を抑えている。「第2の家庭」となるよう子どもの生活にふさわしい環境を整えている。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	指導計画に一人ひとりの子どもを受容する為の援助内容を記録している。子どもの発達過程、家庭環境に配慮し、個人差を把握し、子どもの気持ちを受け止め、子どもが安心して自己表現できるように関わっている。乳児は担当を決め、担当保育教諭と愛着関係を築き、安心して過ごし、また、幼児は一人ひとりの気持ちに添い、異年齢児との生活や遊びなどを通して自己表現ができるように関わっている。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	基本的な生活習慣(食事、排泄、睡眠、着脱、清潔)が身につけられるように環境を整備し見守り援助している。発達に応じた適切な時期に子どもがやろうとする気持ちを育み、決まった自分のマークを必要な場所(コート掛け、帽子掛け、ロッカー)などに貼り、目印にして、園内で、自分の力で安心して生活できるように環境を整えている。

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>生活と遊びは子ども達が見通しが持てるように日課を大切にしている。子どもが主体的に活動できるように環境を整え、保育教諭をはじめ周囲の人々が関わるように援助している。室内では自分で玩具や絵本など自由に選択して遊び、広い園庭では、夏冬通して自然に触れ、外遊びができるように取り組んでいる。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>乳児保育においては、一人ひとりの生理的・心理的・社会的な要求を満たし、安心感をもって過ごせるように行っている。保育教諭との関わりを大切にしながら、1対1でわらべ歌を歌うなど愛着関係を築くよう配慮している。保護者とは日頃の送迎や連絡帳の交換などで連携をはかり、一人ひとりの発達状況を把握するようにしている。授乳は優しく抱いて行い、離乳食は家庭と連携して嗜好や摂取状態に配慮しながら行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児の保育においては、基本的な生活習慣が身につくように子どもの要求を受け止めながら援助している。保育室の安全に配慮し成長に合わせた玩具を提供し自我の育ちを見守り、友達との関わりかたについて配慮している。感染症に罹り易い時期なので、一人ひとりの健康状態を丁寧に観察し、連絡帳などで保護者とも連携して養護と教育の一体的な保育実践に取り組んでいる。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所、保育指針に示される内容（健康、人間関係、言葉、表現）を生活と遊びを通して総合的に身につけられるよう計画を立て実践している。集団の中で3歳児は安定して遊び、4歳児は自分の力を発揮して活動し、5歳児は友達と協力して遊びや活動に取り組めるように援助している。外部講師を招き、リトミック、絵画造形教室、サッカー、異文化交流を行い、地域の方とも交流している。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>障がいの疑いのある子どもや障害のある子については個別に支援計画を立て、一人ひとりが安心して生活できるように配慮している。現在送迎付きのデイサービスで短時間利用の場合があるが、保護者と情報を共有し医療や専門機関と連携をとっている。職員は情報を共有し専門知識など研修し、適切に対応するよう取り組んでいる。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育時間の長い子どもに対しては、疲れを和らげゆっくり寛げるように環境整備に配慮している。オヤツや軽食を用意し、生活のリズムを壊さないように、保護者と連絡を密にとり、職員間で情報を共有し、引き継ぎに配慮している。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>指導計画に小学校との連携や就学に向けた取り組みが記載されている。幼児期の終わり迄に育てほしい10の姿を共有し、育ちを支える為に必要な申し送りをし、「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を作成し小学校に持参している。子どもには入学前に小学校を訪問する機会をつくり、学校給食を体験し、保護者には懇談会で入学についての見通しを説明している。文字や数などの知識は生活や遊びの中で意識できるように配慮している。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保健計画を作成し、一人ひとりの健康管理を適切に行っている。登園時には保護者に健康状態を確認し丁寧に視診し、児童票で既往歴や予防注射の確認をしている。連絡帳では家庭の健康状態について記載してもらい、園では園内での健康状態について報告している。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、就寝時、0歳児5分おきに1歳児は10分おきに顔色や呼吸について確認し仰向けにして寝かせるようにしている。</p>

<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>医師による園内での健康診断は年2回、歯科検診は年1回実施し結果は記録に残し、保護者に報告している。検診日はできるだけ休まないように事前に保護者に報せ、身体測定は毎月行っている。検診結果や身長や体重の測定結果は職員で情報共有し保育の参考にしている。フッ素塗布を週2回4・5歳児の希望者に行い、虫歯予防に努めている。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとにマニュアルを整備している。食物アレルギーをもっている子どもについては、医師の診断のもと除去食での対応を行っている。調理、配膳など細心の注意をはらい、食事は個人プレートにのせ複数での確認を行い、誤食を防いでいる。保護者や医療機関とも情報共有し、職員は研修に参加している。アトピーなど他の慢性疾患等についても適切な対応を行っている。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>食育について保育計画に位置付け食育の推進を図っている。食育計画を作成し、子どもが落ち着いて楽しく食事がとれるようテーブル、椅子、食器に配慮し、発達に合わせた食事の援助を行っている。3～5歳児では自分達で栽培した野菜を収穫しクッキングする楽しさを経験したり、行事食を楽しむよう工夫している。保護者には、提供した食事のサンプルを掲示し、給食だよりを発行し「食」の大切さを伝え、園との連携を図るよう取り組んでいる。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>札幌市給食統一献立表を使い調理している。食育計画を策定し、新鮮な旬の食材を利用し美味しく安心のできる食事を提供している。栄養士、調理員は食事の様子を見に行き、子どもの表情や摂取状況、残食調査記録などを参考にし献立、調理を工夫している。衛生管理マニュアルを策定し、調理室や調理員の清</p>
		<p>潔、食器の洗浄、乾燥など衛生管理を徹底させている。</p>

A-2 子育て支援

	<p>第三者評価結果</p>	<p>コメント</p>
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p> <p>A⑩</p>	<p>a</p>	<p>登園時には保護者とコミュニケーションをとり、子供の体調など聞いている。連絡帳の交換で家庭での様子を把握し、園での生活状況を記録して伝え、日常的に家庭と情報交換を行っている。園だよりやクラスだよりを発行し、クラス懇談会、お茶会、個人懇談会、保育参観などで子どもの発達や教育・保育内容について報告し、相談のり、子どもの成長を家庭と共有し、子どもの生活が充実するように支援している。</p>

A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	A ^②	a 日々のコミュニケーションにより、保護者から相談を受けるなど保護者と信頼関係を築いている。個人懇談、クラス懇談会など相談に応じる体制を構築しており、相談内容は記録して残り、必要時には担当職員の他、園長も対応するよう取り組んでいる。保護者の意見は必要があれば園・クラスだより等に記載し、情報共有を図っている。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	A ^②	a 子ども虐待マニュアルを整備し、チェックポイントを参考にして、兆候を見逃さず、早期発見・早期対応するように組織的に取り組み虐待の予防に努めている。家庭生活が懸念される場合は、相談にのるなど事前に子どもの家庭環境を把握するよう努め、職員研修をして情報を共有している。日頃から児童相談所などの関係機関との連携を図っている。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	A ^②	a 保育教諭は記録や職員間の話し合いを通じて主体的に自らの保育実践を振り返り自己評価を行っている。園長との面談で次に向け改善策を図り、年度末に職員が保育内容、行事、業務内容の反省を行い、次年度に向け改善するよう図っている。内外の研修を受け、法人として、全こども園の保育教諭が集まり研修を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

第三者評価を受審して

友愛北白石認定こども園は平成23年に友愛北白石保育園として開園し、

8年目の平成30年4月に幼保連携認定こども園として認可を受けました。

今回、第三者評価を受ける機会を得て、改めて園の運営や保育・教育のあり様を職員と共に振り返り、今後改善して行かなければならない点をしっかり確認し合うことができました。

保護者の皆様にもアンケート等に積極的に、温かくお答え頂き、改めて保護者皆様や地域の皆様に温かく支えられている園である事を実感いたしました。今後は、この受審により学びましたことを生かして、更なる質の向上に、より一層取り組んで参りたいと思います。

平成31年3月30日
園長 石橋 真弓

友愛北白石認定こども園

